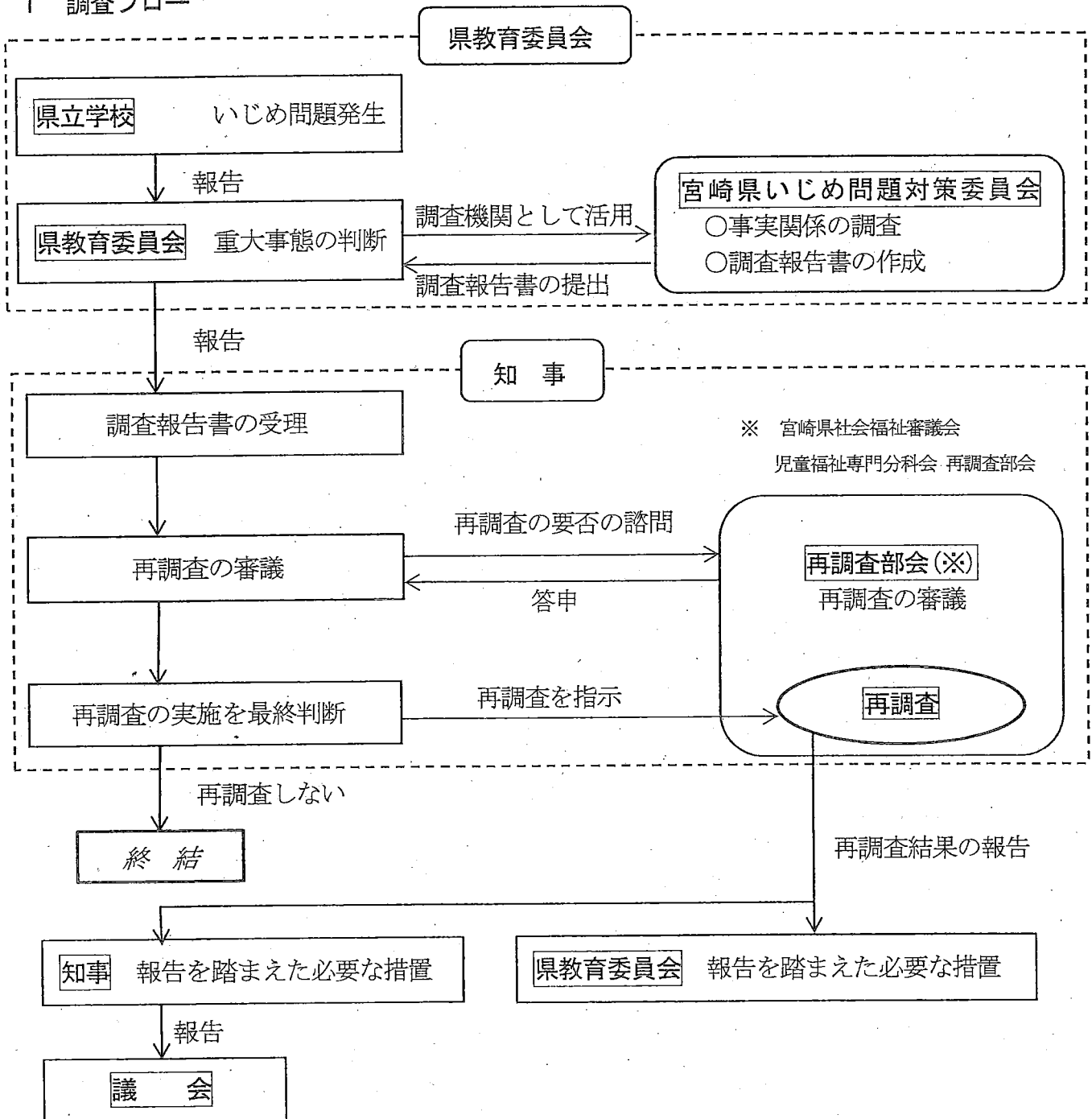


「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの「重大事態」発生の際の調査の流れ

1 調査フロー



2 宮崎海洋高校の事案に係るいじめ防止対策推進法上の調査等の状況について

- 宮崎海洋高校の事案について、県教育委員会が設置している宮崎県いじめ問題対策委員会において調査報告書を取りまとめ、知事に報告した。
- 知事は、宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会再調査部会（以下「再調査部会」という。）に対して、重大事態に係る調査の結果に対する調査（以下「再調査」という。）の可否に係る諮問を行い、その答申を経て、再調査は不要であるとの判断を行った。
- 県教育委員会においては、再調査部会の答申における附帯意見も真摯に受け止め、今後ともいじめの再発防止に向け、なお一層の取組を進めていくこととしている。

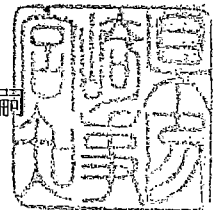
24670-1427

平成28年9月2日

宮崎県教育委員会

教育長 四本 孝 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



県立海洋高等学校で発生した重大事態に係る再調査について

平成28年3月に報告のあった県立海洋高等学校で発生した重大事態について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する再調査の必要を認めなかったので通知します。

なお、再調査の必要性について諮問した社会福祉審議会児童福祉専門分科会再調査部会からは、答申に当たって別添のとおり意見があったので、これらのことも踏まえ、今後とも、いじめ防止のための取り組みを推進していただくようお願いします。

（文書取扱 こども家庭課）

平成28年8月26日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
再調査部会 部会長 佐保 忠智

県立宮崎海洋高等学校で発生した重大事態に係る再調査について（答申）

平成28年6月28日に諮問のありました標記について、次の理由により再調査によって新たな事実の確認等を行う必要はないと認められましたが、いじめ防止のための取り組みを推進する観点から別紙のとおり意見を附して答申します。

（理由）

平成27年度に発生した重大事態に関して教育委員会が設置した「宮崎県いじめ問題対策委員会」がとりまとめた調査報告書について、いじめ防止対策推進法及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいて定められた本県の再調査実施要領に規定する4項目の再調査判断基準に従って検証を行った。

まず、なぜ被害生徒に対して暴力行為が行われたのか、などのいじめの背景にまで踏み込んだ調査の実施について検討が求められるものの、調査に対する制度的な制約がある中ではあるが、学校が実施した被害生徒や加害生徒を含む在校生への聴き取りやアンケート調査結果の確認、学校関係者等への聴き取りによって、いじめの事実関係を把握するとともに、いじめ行為と被害との関連性について認定されている。

また、いじめの背景を把握しておくことは、いじめの防止や早期発見・早期対応に有効と考えられるところであるが、今回の調査によって明らかになった学校の問題点等を踏まえてとりまとめられた再発防止策は必要なものと認められるところである。今後、再発防止策をさらに効果のあるものとするため、別紙で附した当部会からの意見も踏まえて、再発防止策の着実に継続的な取組が求められるところである。

なお、保護者からはさらなる事実関係の把握に関して再調査の申し出がなされたところであるが、制度的な制約がある中で宮崎県いじめ問題対策委員会がとりまとめた調査報告書において必要な事実関係は把握されていることから、上記のような結論に至ったものである。

1 学校及び教育委員会の対応について

今回の重大事態は、長期乗船実習中という、船内の閉ざされた環境、更には長期にわたる実習という特殊な環境下において発生したことから、現場で対応する教職員が限られることや学校との連絡に時差が生じるという状況ではあるが、学校から教育委員会への報告に時間を要するなど、調査報告書においても「暴力事件に対する学校の認識の甘さ」として指摘されている。また、学校内部において関係する組織が多岐にわたり、今回の重大事態においても複数の関係者が被害生徒の保護者と接触しようとするなど、対外的に誰が責任者として対応するのかが不明確となっている。したがって、重大事態に対する責任の所在を明確にし、的確かつ迅速に対処する観点からも、重大事態の発生に当たっては、学校長がしっかりとリーダーシップを発揮して対処できるような体制の構築が、今後、求められるものである。

さらに、すべての学校長があらゆる重大事態に的確に対応できるよう、調査報告書にもあるとおり、重大事態に関する統一的な認識等について、教育委員会による各学校に対する徹底した指導を行うとともに、再発防止策を着実に遂行し、児童生徒からのサインを確実に把握できるよう教職員の資質の向上を図るべきである。また、各学校においても、早期発見・早期対応ができるよう、それぞれの「いじめ防止基本方針」を実効性のあるものとする取り組みが必要である。

2 被害生徒及びその保護者との関係について

今回の重大事態の発生は、関係者以外が被害生徒と接することがない長期乗船実習中であることから、最初の暴力行為が確認された時点で、被害生徒に対して早期に医学的な見知による治療の要否及び被害確認やケアによる安全確保を図るなど、丁寧な対応に対する心がけや細やかな配慮が求められる。

また、被害生徒の保護者からは、さらなる事実関係の確認を求めて再調査に係る申し出があったところであるが、保護者への対応を責任ある担当者に統一するなど、保護者が理解し対応しやすい環境を整えるとともに、調査に当たっては保護者に対してできる限り丁寧な説明を行い、調査報告書の内容や調査方法について納得を得られるような努力を行うべきである。

宮崎県いじめ防止基本方針においても、「学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、(中略)適時・適切な方法で説明する」ことが求められているところであり、この基本方針に基づいた適切な対応が必要である。

重大事態の対処に当たっては、被害生徒やその保護者との信頼関係の構築が非常に重要であることから、被害生徒やその保護者の気持ちを深く理解し、信頼関係を構築していく努力を重ねなければならない。

3 再発防止に向けたいじめの背景の把握について

いじめの再発防止に当たっては、その背景や原因をきちんと把握した上で取り組むことが重要であり、なぜ、その生徒がいじめを起こしたのか、ということもしっかりと把握しておかなければならない。

そのため、調査の実施に当たっては加害生徒の学校内の行動や人間関係だけではなく、その生育歴や家庭環境等についてもできる限り把握するよう努めるとともに、全校生徒に対して行うアンケートの実施に当たっても、事実関係の把握にとどまらず、その分析により、なぜ、いじめを止められなかったのか、あるいは、なぜ、いじめに気づかなかったのか、という加害生徒、被害生徒だけではなく、学校全体としてのいじめの背景を把握する取組について検討が必要である。

さらに、スクールカウンセラーや臨床心理士等を活用した心の問題等の把握や心理的ケアなどにも取り組み、その内容を再発防止に活用すべきである。

4 いじめ問題の防止に向けた教育の充実について

いじめ問題の防止や早期発見・早期対応のためには、いじめ問題を加害児童生徒と被害児童生徒だけの問題ではなく、周囲の児童生徒を含めた集団全体の教育的課題として捉えた日常的な指導の充実が大切である。

そのためには、調査報告書の「IV 総括」で提言されている「命を大切にする教育、生徒と教職員、生徒同士のよりよい人間関係、信頼関係を築いていく教育」の充実とともに、一人一人の違いを認め、尊重し、共に助け合い、支え合う精神を育む「共生の教育」を日常の学校のすべての教育活動を通して着実に粘り強く実践していくことが何より重要ないじめ問題の再発防止策となるものである。